

一般社団法人ワンウェイ定款

第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ワンウェイと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、広く国民の心身の健全な発達を支援し、豊かな人間性及び社会性の涵養に資するとともに、地域社会の活性化と倫理的・精神的文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 青少年を対象とした居場所及び学習機会の提供並びに食事提供等の生活支援事業
2. スポーツ、文化、芸術に関するイベント、教室及び競技会等の企画、運営
3. 健康増進を目的とした各種トレーニング、健康セミナー及びレッスン等の企画、開催並びに指導者の養成
4. 心身の疲労回復、健康維持、増進に関するセラピー、カウンセリング等の実施
5. 人権、道徳、倫理等に関する教育研修、講演会、カルチャースクール等の企画及び開催
6. 地域貢献、福祉、環境保全等を目的としたボランティア活動の企画及び実施
7. キリスト教信仰に基づく宗教的儀式、行事及び教育的活動
8. 集会、研修、宿泊等に供する施設（貸しホール、宿泊施設、カフェ等）の運営及び管理
9. 結婚式、披露宴等のブライダル事業の企画及び運営
10. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第二章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、代表理事の承認を得るものとする。

(任意退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき
2. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
3. 除名されたとき
4. 総社員の同意があったとき

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき等正当な理由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

第三章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

第四章 役員

(役員の設定)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

2 理事のうち2名を代表理事とする

(役員を選任)

第17条 理事は、設立時理事を除き、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、設立時代表理事を除き、理事の中から選任する。

(役員任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第19条 代表理事は、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第五章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第22条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

1 事業報告

2 事業報告の附属明細書

3 貸借対照表

4 損益計算書（正味財産増減計算書）

5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第23条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第六章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第24条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第25条 基金は、当法人の解散の時までこれを返還しない。

(基金の返還の手続き)

第26条 基金は、返還すべき基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事の過半数が決定したところに従って返還する。

第七章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 当法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る)に贈与する。

第八章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐伯 淳平 中井 勇士 浅尾 陽子

設立時代表理事 佐伯 淳平 中井 勇士

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 大阪府大阪市阿倍野区西田辺町2丁目5番9-1203号

設立時社員 佐伯 淳平

住所 兵庫県川西市見野3丁目6番7号

設立時社員 中井 勇士

住所 大阪府箕面市船場東3丁目11番45-604号

設立時社員 浅尾 陽子

(法令の準拠)

第33条 この定款の定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ワンウェイのためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和8年2月3日

設立時社員 佐伯 淳平 ⑩

設立時社員 中井 勇士 ⑩

設立時社員 浅尾 陽子 ⑩